

佐賀県民生委員定数条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月7日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第40号

佐賀県民生委員定数条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県民生委員定数条例施行規則（平成26年佐賀県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																																
<p>(定数)</p> <p>第2条 佐賀県民生委員定数条例の規定により規則で定める民生委員の定数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="232 671 719 1043"><tbody><tr><td>佐賀市</td><td>536人</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>鳥栖市</td><td>143人</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>伊万里市</td><td>162人</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>基山町</td><td>35人</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	佐賀市	536人	略		鳥栖市	143人	略		伊万里市	162人	略		基山町	35人	略		<p>(定数)</p> <p>第2条 佐賀県民生委員定数条例の規定により規則で定める民生委員の定数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1158 671 1644 1043"><tbody><tr><td>佐賀市</td><td>538人</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>鳥栖市</td><td>146人</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>伊万里市</td><td>163人</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>基山町</td><td>36人</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	佐賀市	538人	略		鳥栖市	146人	略		伊万里市	163人	略		基山町	36人	略	
佐賀市	536人																																
略																																	
鳥栖市	143人																																
略																																	
伊万里市	162人																																
略																																	
基山町	35人																																
略																																	
佐賀市	538人																																
略																																	
鳥栖市	146人																																
略																																	
伊万里市	163人																																
略																																	
基山町	36人																																
略																																	

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。